

第10回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

① 事業報告

新株予約権等の状況	1頁
業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況	6頁

② 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	10頁
連結注記表	11頁

③ 計算書類

株主資本等変動計算書	19頁
個別注記表	20頁

本内容は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。なお、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、「第10回定時株主総会招集ご通知」に記載された内容と本内容とで構成されております。

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		2017年第2回新株予約権	2018年第1回新株予約権
発行決議日		2017年7月17日	2018年1月17日
新株予約権の数		11,000個	4,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 165,000株 (新株予約権1個につき 15株)	普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき 15株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 167円	1株当たり 213円
権利行使期間		2019年7月17日から 2027年6月30日まで	2020年1月19日から 2028年1月10日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名

		2018年第2回新株予約権	2020年第1回新株予約権
発行決議日		2018年1月17日	2020年7月1日
新株予約権の数		40,000個	213個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 600,000株 (新株予約権1個につき 15株)	普通株式 21,300株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 213円	1株当たり 1円
権利行使期間		2020年1月19日から 2028年1月10日まで	2022年7月16日から 2030年7月15日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 3
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 21,276個 目的となる株式数 319,140株 保有者数 3名	新株予約権の数 213個 目的となる株式数 21,300株 保有者数 4名

		2021年第1回新株予約権	
発行決議日		2021年6月28日	
新株予約権の数		85個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	8,500株
		(新株予約権1個につき)	100株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり	1円
権利行使期間		2023年7月15日から 2031年7月13日まで	
行使の条件		(注) 3	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	85個 8,500株 4名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、(注) 5に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当新株予約権数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

2018年7月15日まで : 0 (行使不可)
2018年7月16日から2019年7月15日まで : 割当新株予約権数の3分の1まで
2019年7月16日から2020年7月15日まで : 割当新株予約権数の3分の2まで
2020年7月16日以降 : 割当新株予約権数の全て

2. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、(注) 5に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 相続

本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 行使可能割合
以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当新株予約権数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。
- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 2019年1月16日まで | : 0 (行使不可) |
| 2019年1月17日から2020年1月16日まで | : 割当新株予約権数の3分の1まで |
| 2020年1月17日から2021年1月16日まで | : 割当新株予約権数の3分の2まで |
| 2021年1月17日以降 | : 割当新株予約権数の全て |
3. 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 2017年第2回新株予約権、2018年第1回新株予約権、及び2018年第2回新株予約権において、会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。会社は、次に掲げる各取得事由に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、次に掲げる各取得事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、次に掲げる各取得事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ② 会社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小

- 切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (5) 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
5. 2017年第2回新株予約権、2018年第1回新株予約権、及び2018年第2回新株予約権において、2018年9月1日付の普通株式1株を15株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
6. 2018年第1回新株予約権及び2018年第2回新株予約権において、2021年6月15日開催の取締役会において決議された第三者割当増資による新株式発行に伴い、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2021年第2回新株予約権	
発行決議日		2021年6月28日	
新株予約権の数		126個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	12,600株
		(新株予約権1個につき)	100株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり	2,681円
権利行使期間		2023年7月15日から 2031年6月27日まで	
行使の条件		(注)	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	126個
		目的となる株式数	12,600株
		交付者数	7名

(注) 新株予約権の行使の条件等は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コンプライアンスを確保するための基礎として、コンプライアンス規程を定める。また役員はコンプライアンス規程に則り、コンプライアンス活動を率先垂範する。
 - (b) コンプライアンス所管部署である経営管理ユニットが、取締役及び使用人への教育研修等の具体的な施策を企画・立案・推進し、全従業員のコンプライアンスに対する意識向上を図る。
 - (c) 内部通報規程を定め、通報・相談窓口を社内外に設置することにより、不正行為の早期発見と是正を図る。また、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、これを内部通報規程に定めるものとする。
 - (d) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）を、関連資料と併せてこれを法令・社内規程に則り適切に保存・保管をするとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・重要な会議体及び委員会の議事録
 - (b) 上記(a)に定める文書のほか、契約書、決裁書その他の文書については、文書管理規程、機密管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程などに基づき適切に情報の保存及び管理を行う。
 - (c) 個人情報ほか法令上一定の管理が求められる情報について、役職員などに対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 経営管理ユニットは当社の事業活動に伴うリスクを的確に把握し、その顕在化を防ぐための施策を推進する。
 - (b) リスク管理規程に則り、各ユニット部門はその担当業務に関連して発生しうるリスクの管理を行う。全社的な管理を必要とするリスクについては経営管理ユニットがリスクを評価した上で対応方針を決定し、これに基づき適切な体制を構築する。
 - (c) 重大なリスク、あるいは重篤な事故・災害の発生時には危機管理委員会を設置し、リスクを最小限にするべく全社横断的かつ組織的な対応を行う。
- d. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推

- 進する。
- e. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備
 - (a) 反社会的勢力との関係遮断の基本方針
当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団などの反社会的勢力との関係を一切遮断する。
 - (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた体制整備
 - ・経営管理ユニットを反社会的勢力対応部署とし、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。
 - ・警察等関連機関との緊密な連携体制を確立する。
 - ・反社会的勢力対応に関する反社会的勢力対応規程を定め、周知徹底を図る。
 - ・取引基本契約、雇用契約など各種契約に暴力団排除条項を導入する。
 - f. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催し、経営の基本方針など重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (b) 業務執行に当たっては業務分掌規程、職務権限規程において責任と権限を定める。
 - g. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
 - (a) 監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査役の職務を補助するものとして監査役スタッフを置く。
 - (b) 監査役スタッフを置いた場合は、独立性や指示の実効性を確保するため、監査役スタッフは取締役の指揮命令に服さない使用人を配置するとともに、その人事異動、人事評価については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - (b) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じてマネジメント会議など主要な会議に出席をするとともに、主要な稟議書を閲覧する。
 - (c) 監査役は内部通報規程に基づき内部通報の状況報告を受けるとともに、内部通報所管部署から四半期毎にその運用状況の報告を受ける。
 - (d) 監査役は内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を取締役及び使用人から定期的に受けるほか、必要と判断した事項については取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (e) 監査役に対する報告をした者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
 - i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行に当たり、内部監査部署と緊密な連携を保ち、効率的・実効的な監査を実施する。

- (b) 監査役は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査等への立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求める等、会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
- (c) 監査役の職務を執行する上で必要となる費用は、会社が支払うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。当社では、前記「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンス体制について

当社では、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であるとの認識の下、「コンプライアンス規程」を定め、経営管理ユニットを主管部署としてコンプライアンス遵守体制を構築しており、具体的には、以下の事項を実施しております。

- ・コンプライアンスに関する規程、マニュアル等の作成及び周知
- ・当社におけるコンプライアンス教育及び啓発活動
- ・その他コンプライアンスの推進に当たっての関連部門への指導及び助言
- ・内部通報制度を整備の上、全社員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応

② 取締役の職務の執行について

取締役会は、17回開催し、取締役5名（うち、社外取締役1名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。

③ 内部監査の実施について

「内部監査規程」に基づき、経営管理ユニット所属の内部監査担当者が内部監査を実施しております。また、経営管理ユニットに対する内部監査については、事業推進ユニットの担当者が内部監査担当者となることで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査の結果は、代表取締役社長に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

④ リスク管理体制について

当社では、「リスク管理規程」を定め、経営管理ユニットを主管部署として、各部が行う諸活動の管理・検証、リスクの発生防止体制や対策の企画立案・推進及びリスク発生防止のための社内周知・啓発等を実施しております。それらの内容については、マネジメント会議において、適宜、情報共有及び情報交換を図ることでリスク管理体制の実効性を担保しております。また、四半期に一度を目安として代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を開催しており、当社の事業運営上のリスクについての現状把握、対策を検討しております。

⑤ 監査役の職務の執行について

- ・監査役会は11回開催され、社外監査役3名で構成されており、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、監査役会はいつで

も取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる体制を整備済みであります。

- ・常勤監査役は取締役会のほか、マネジメント会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、監査法人や内部監査チームと連携した監査、当社の内部監査の状況確認及び業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,021,823	2,999,823	△2,476,509	△311	3,544,826
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	1,499,945	1,499,945			2,999,890
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	15,989	15,989			31,978
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△1,225,869		△1,225,869
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	1,515,934	1,515,934	△1,225,869	-	1,806,000
当連結会計年度末残高	4,537,758	4,515,758	△3,702,378	△311	5,350,826

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	7,583	-	7,583	17,289	2,943	3,572,642
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行						2,999,890
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				△156		31,822
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失						△1,225,869
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	12,117	680	12,798	27,309	824	40,932
当連結会計年度変動額合計	12,117	680	12,798	27,153	824	1,846,776
当連結会計年度末残高	19,701	680	20,382	44,443	3,767	5,419,419

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 ACSL 1号有限責任事業組合

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・持分法適用の関連会社の名称 ACSL India Private Limited

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なるため、連結決算日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の変更に関する注記

当連結会計年度より、新たに設立したACSL India Private Limitedを持分法適用の関連会社を含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、評価差額については全部純資産直入法により処理しております。

- ・棚卸資産

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

- 工具、器具及び備品 4～10年
- ・無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）における販売見込数量を基準とした償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- ・貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては貸倒実績率が零であることから、貸倒引当金を計上していません。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「8. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ・消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

投資有価証券 1,061,374千円

当連結会計年度に計上している投資有価証券は主に技術シナジーの獲得を目的に取得した株式であり、投資先の超過収益力を反映した結果、投資先の1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得した株式に該当しております。よってその実質価額が著しく低下した場合には評価損を計上しております。

当社グループは、当該超過収益力の減少の有無について、取得時の事業計画と投資先より入手した直近の財務諸表によりその実績を比較し、また投資先の取締役会又はこれと同等の機関により承認された事業計画、事業環境に関する外部情報及び内部情報等を用いて、将来事業計画の達成可能性を検討し、判断をしています。

将来において、これら評価に関する前提条件の変化や投資先の事業計画と実績が大きく乖離するなど、見積りにおける仮定の変化がその評価に不利に影響する場合には、帳簿価額を限度として評価損が計上される可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,351千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,100,000千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	金額 (千円)
本社 (東京都江戸川区)	事業用資産	建物附属設備	600
		工具、器具及び備品	7,908

当社グループの事業は、ドローン関連事業の単一事業であることから、事業用資産は全体で一つの資産グループとしております。

ドローン関連事業においては、当連結会計年度において事業環境の変化等を受け、将来の事業計画を見直した結果、当初計画していた収益が見込めなくなったと判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 12,318,600株 |
| (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 379,155株 |

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じて運転資金等を銀行借入や株式発行により調達しております。また、一時的な余裕資金は、短期的な預金等により運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間は1か月を基本としており、また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行いリスク低減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、その保有の妥当性を検証しております。長期貸付金は関連会社への貸付であり、定期的に貸付先の財務状況等を把握し回収懸念の早期把握や軽減を図っていることから、信用リスクは僅少であると認識しております。

営業債務である未払金は、1か月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 長期貸付金	289,869	292,761	2,892
資産計	289,869	292,761	2,892

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	1,061,374

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期貸付金	—	289,869	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	292,761	－	292,761
資産計	－	292,761	－	292,761

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

これらの時価は、元金金の受取見込額を、残存期間に対応する国債の利回りに基づいた利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (千円)
実証実験	124,910
プラットフォーム機体販売	67,817
その他 (注)	308,285
顧客との契約から生じる収益	501,013
その他の収益	－
外部顧客への売上高	501,013

(注) その他においては、機体の保守手数料や消耗品の販売料に加えて、国家プロジェクトのうち、NEDOプロジェクトである「安全安心なドローン基盤技術開発」及び「準天頂衛星システムを利用した無人航空機の自律的ダイナミック・リルーティング技術の開発」に係る売上高を含んでおります。

なお、当社の売上高には季節変動があり、多くの顧客の年度末である3月に収益計上が集中する傾向があるものの、一部の国家プロジェクトにおいて新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりプロジェクト期間が前連結会計年度末から延期され、当連結会計年度の一時点で収益計上されたことから、その他の金額割合が大きくなっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

・実証実験

実証実験に係る収益は、主に顧客のドローン導入ニーズを踏まえて、その課題解決のために当社の保有する機体を用いた概念検証 (PoC)に係るサービス提供であり、顧客との契約に基づいて、この技術検証を行う履行義務を負っております。当該履行義務は、当社が技術検証結果を顧客に提供した一時点において、顧客が当該サービスに係る技術検証結果に対する支配を獲得することから、顧客がこれを検収した時点で収益を認識しております。

・プラットフォーム機体販売

プラットフォーム機体販売に係る収益は、当社が製造するドローンの販売であって、顧客との契約に基づいて、製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、製品を引き渡しかつ顧客が検収した時点で収益を認識しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 436円03銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △103円94銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、2022年3月25日に開催予定の定時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分の件について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損金を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

資本金の額4,537,758千円を4,527,758千円減少して10,000千円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,700,066千円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,700,066千円

(4) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程

- ① 取締役会決議日 2021年2月14日
- ② 定時株主総会決議日 2021年3月25日（予定）
- ③ 債権者異議申述最終期日 2021年3月下旬（予定）
- ④ 減資の効力発生日 2021年4月15日（予定）

11. 追加情報

2021年6月24日開催の第9回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認され、当連結会計年度より連結決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	3,021,823	2,999,823	2,999,823	△2,476,509	△2,476,509	△311	3,544,826
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	1,499,945	1,499,945	1,499,945				2,999,890
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	15,989	15,989	15,989				31,978
当 期 純 損 失				△1,223,557	△1,223,557		△1,223,557
株主資本以外の項目の 事業年度の変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	1,515,934	1,515,934	1,515,934	△1,223,557	△1,223,557	-	1,808,312
当 期 末 残 高	4,537,758	4,515,758	4,515,758	△3,700,066	△3,700,066	△311	5,353,138

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算差 額等合計		
当 期 首 残 高	7,583	7,583	17,289	3,569,699
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				2,999,890
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			△156	31,822
当 期 純 損 失				△1,223,557
株主資本以外の項目の 事業年度の変動額 (純額)	9,185	9,185	27,309	36,495
当 期 変 動 額 合 計	9,185	9,185	27,153	1,844,651
当 期 末 残 高	16,769	16,769	44,443	5,414,351

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

・ 関係会社出資金

有限責任事業組合への出資については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

・ 関係会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）における販売見込数量を基準とした償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては貸倒

実績率が零であることから、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

投資有価証券	690,128千円
関係会社株式	74,405

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、「連結注記表 4. 重要な会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	25,351千円
--------------------	----------

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,100,000千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	主な用途	種類	金額 (千円)
本社 (東京都江戸川区)	事業用資産	建物附属設備	600
		工具、器具及び備品	7,908

当社グループの事業は、ドローン関連事業の単一事業であることから、事業用資産は全体で一つの資産グループとしております。

ドローン関連事業においては、当事業年度において事業環境の変化等を受け、将来の事業計画を見直した結果、当初計画していた収益が見込めなくなると判断したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

95株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	23,931
株式報酬費用	12,216
投資有価証券評価損	93,445
一括償却資産	2,923
未払事業税	6,349
税務上の繰越欠損金	991,272
長期貸付金	△1,567
その他	4,480
繰延税金資産小計	1,109,120
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△991,272
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△117,848
評価性引当額小計	△1,109,120
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,400
繰延税金負債合計	△7,400
繰延税金資産の純額 (△は負債)	△7,400

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ACSL1号有限 責任事業組合	所有 直接99.0	組合員の兼任	有限責任事業 組合への出資	99,000	関係会社 出資金	370,040
関連会社	ACSL India Private Ltd	所有 直接49.0	役員の兼任	資金の貸付 (注)	284,750	関係会社長 期貸付金 (注)	289,869

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付にかかる利率については市場金利等を勘案して合理的に決定しております。なお、上記の取引金額は取引時の為替レートにより換算し、期末残高は期末日の為替レートにより換算しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	太田 裕 朗	(被所有) 直接1.8	当社取締役	新株予約権 の権利行使	11,997	-	-
役員及び その近親者	早川 研 介	(被所有) 直接1.9	当社取締役	新株予約権 の権利行使	19,825	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 2017年6月30日開催の定時株主総会決議及び普通種類株主総会決議並びに2017年7月7日開催の取締役会決議に基づき付与された2017年第1回新株予約権、2018年1月10日開催の臨時株主総会決議及び普通種類株主総会決議並びに2018年1月17日開催の取締役会決議に基づき付与された2018年第2回新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 435円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △103円75銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 10. 後発事象」に記載しているため、注記を省略しております。

12. 追加情報

「連結注記表 11. 追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。